

# コンプライアンス

THEME

## コンプライアンスに対する考え方

J-POWERは従前よりコンプライアンス経営に力を注いでまいりました。企業にとって、社会的信用の保持はすべての企業活動の大前提です。一時的利益にとらわれることなく、法令遵守はもとより、企業としての高い倫理観を持ち行動することにより、社会的信頼を揺るぎないものにしていく必要があります。

2006年度末に判明したJ-POWER発電設備にかかわる点検データの改ざんや不適切な取り扱い、手続き不備などに対する再発防止対策として、2007年度に、再発防止アクション・プログラムを策定し、当社は現在、同プログラムに積極的かつ着実に取り組み、一層のコンプライアンス強化を進めています。

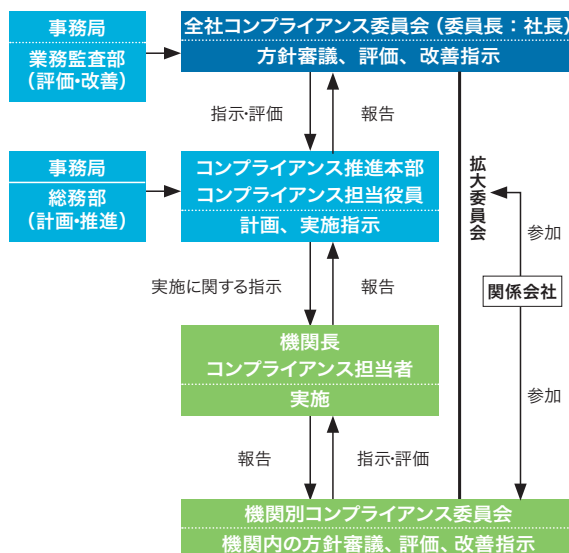
### コンプライアンス推進体制

J-POWERは、2001年1月に「企業行動規範」を定めるとともに、経営者と従業員個々人の業務活動に際してのより具体的な行動の判断基準として「コンプライアンス行動指針」(P74)を制定しました。さらに、この「企業行動規範」、「コンプライアンス行動指針」に基づいてコンプライアンス推進のための社内規程を整備し、全社にかかわるコンプライアンス推進策の審議および実施状況の評価、反コンプライアンス問題の対応を図る組織として、社長を委員長とする「全社コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスを実践する各執行機関には機関別のコンプライアンス委員会を設置しています。

さらに、2007年度には、コンプライアンス推進体制の強化を図るため、社長を補佐するコンプライアンス担当役員 の任命、全社コンプライアンス委員会のもとでコンプライアンス推進に係る業務を迅速かつ的確に実施するコンプライアンス推進本部の設置、弁護士と同委員会への委員参加等の体制を整備しました。また、各機関との連携強化のため各機関にコンプライアンス担当者を指名しました。

従業員がコンプライアンス上の問題に直面した場合の

#### ■ コンプライアンス推進体制



「コンプライアンス相談窓口」について、これまでの社内窓口に加え、外部相談窓口を法律事務所に設置し、その利用を促しています。相談にあたってはプライバシーの保護はもちろん、相談者が不利益を受けることがないようにしています。

また、グループが一体となってコンプライアンス推進を図ることも重要であることから、グループ経営会議やコンプライアンス委員会への関係会社の参加などを通じてグループ間の連携を図っています。

### 再発防止アクション・プログラム

2006年度に、J-POWER発電設備にかかるデータの改ざんや不適切な取扱い、法令手続き不備等が判明したことを受け、J-POWERは、その再発防止対応として、J-POWERグループ全体に共通する背景、問題点を、企業風土・社員意識にかかるもの、内部統制システムにかかるもの、コンプライアンスの推進活動にかかるもの、知識・理解不足にかかるものに分類したうえで、それぞれについて具体的な再発防止アクション・プログラムを策定し、実施状況を確認・評価しながら確実に再発防止対策を実施していくことにしています。

2007年度の実施状況を確認・評価した結果、同プログラムの各項目は、当初から2008年度実施予定の項目を除き概ね実施されており、効果も確認できましたが、目標を達成し終了としたプログラム以外は今後も継続して取り組むこととしました。

(詳しくはJ-POWERホームページ[www.jpowers.co.jp](http://www.jpowers.co.jp)お知らせ2008年5月27日付「発電設備に係る点検・調査報告書を踏まえた再発防止アクション・プログラムの実施状況および評価について」をご覧ください。)

## コンプライアンスに反する事案と再発防止対策について

2007年度は以下のコンプライアンスに反する事案が判明しました。

私たちは、2006年度に行った発電設備にかかる点検・調査において発見できなかった事態を重く受け止め、真摯な反省のもとに、J-POWERグループ全体として、これまで取り組んできている再発防止アクション・プログラムの実施に加え、以下の事案を踏まえた再発防止対策に取り組んでいます。

### ○電気事業法違反事案

以下について、経済産業大臣より、電気事業法第106条第3項に基づく報告徴収の指示がなされました(2007年10月)。

J-POWER水窪(みさくぼ)発電所(静岡県浜松市)において、2007年9月に中部近畿産業保安監督部による電気事業法に基づく立入検査が行われた際に、1999年2月に実施した同発電所の附帯設備設置工事について、電気事業法第48条第2項の規定に違反(同条第1項に基づく工事計画届出が受理されてから30日間を経過する前に工事開始)していたことが判明しました。

これを受けて、私たちは、すべての水力・火力発電設備で

同様の事案の有無について調査を行った結果、同様に電気事業法第48条第2項に違反した事案16件、および調査の過程で判明した同法第47条第2項(工事計画の変更認可申請)に違反していた事案1件が確認されましたので、2007年10月中部近畿産業保安監督部に報告いたしました。

上記の電気事業法第47条第2項の違反事案は、黒谷発電所(福島県只見町)の附帯設備設置工事にかかわるものであります。同発電所の建設途中の1993年10月に工事計画の変更認可申請が必要であったにもかかわらず、当該手続きを行わずに附帯設備を設置し、運転開始(1994年4月)後に、新たに当該設備を設置するとして1994年10月に工事計画書を提出していました。

経済産業大臣の報告徴収指示を受け、私たちは、2007年11月、調査結果を経済産業大臣に報告し、原子力安全・保安院長より厳重注意を受けました。

私たちは、今般の調査結果を真摯に反省し、原子力安全・保安院のご指導のもと、これまで取り組んできている再発防止アクション・プログラムの実施に加え、電気事業法に関する教育体制の整備や許認可申請業務のチェック体制の整備など、今回の事案を踏まえた再発防止対策に取り組んでいます。

### ■再発防止アクションプログラムの要旨

共通する背景・問題点		再発防止の方向性
分類	内容	
企業風土・社員意識にかかわるもの	個人・組織として都合のよい自己解釈で行動	職場内での対話を促す雰囲気作り 自己解釈を行わないルール作り
	意思決定や判断が実質的に部門や職種内で行われお互いに他部門・他職種への口出しを控える	部門間の交流
	組織内で問題が認識されても、内々に処理して隠そうとする意識(現場で問題を処理し、上位機関・監督官庁に報告しない)	責任の所在の明確化 企業倫理の徹底(特に管理監督者)
	電力の安定供給(出力確保、運転継続)を優先し、ルールに対する正しい解釈が働かなかった	ルールの遵守を最優先とする職場の雰囲気作り コンプライアンス教育の強化
内部統制システムにかかわるもの	担当者任せで、管理職・上位機関による不正や誤りをチェックする仕組みが機能していなかった	業務プロセスとそこに潜む不正・誤りの発生リスクの可視化と当該リスクへの対策
	部門間・職種間の牽制が機能していない	部門・職種間のコミュニケーションの活発化
	内部監査によっても法令違反を防止、発見できなかった	自己点検・自己監査および業務監査の見直し
コンプライアンス推進活動にかかわるもの	PDCAサイクルが不十分	コンプライアンス推進体制の再点検
	全社活動と機関別活動の連携不足	
	コンプライアンス研修が不十分	全社員を対象とした効果的な研修の反復・継続
知識・理解不足にかかわるもの	コンプライアンス相談窓口の利用の少なさ	コンプライアンス相談窓口の活用の周知と対応窓口の多チャンネル化(外部委託含む)
	業務に関係する法令に対する知識不足・理解不足	社員教育・研修の在り方の見直し 部門ごとの担当業務に係る法令の教育

点検・調査により判明した法令違反等の事案を踏まえ、当社グループ全体に共通する背景・問題点と再発防止の方向性を上記のとおり整理し、具体的な取り組みとして再発防止アクション・プログラムを策定しました。

このアクション・プログラムは、社長を委員長とする全社コンプライアンス委員会のもとに設置されたコンプライアンス推進本部の指示により各実施部門が推進していきます。

THEME

## 情報セキュリティへの取り組み

企業における高度情報化の進展やIT活用が進むなか、情報セキュリティの重要性はますます高まっています。国の重要インフラとして原子力発電所の建設および電力の安定供給の責務を担うJ-POWERにおいては、より高いレベルで情報セキュリティを維持・向上させていくことが重要であると認識しており、さまざまな施策を積極的に推進しています。

### 情報セキュリティ基本方針の制定

J-POWERはグループ全体の取り組み方針として「情報セキュリティ基本方針」を制定し、ホームページを通じ公表しています。この基本方針に基づきグループ企業全体で情報セキュリティの整備を進めています。

技術的側面ではインターネットを介した外部からの不正侵入防止、業務用PCの個人認証の強化や情報漏洩対策システムの導入など各種対策を講じています。また、人的セキュリティの向上として従業員の教育・啓蒙活動の充実や業務用PCの適正利用の徹底などにも取り組んでいます。

また、原子力事業者としての情報セキュリティ対策の重要性を十分に認識し、グループ企業全体でさらなるレベルアップに取り組んでいます。

### 電力の重要システムにかかわる連携強化

電力運営にかかわる重要システムのIT障害に迅速かつ適切に対応するため、関係省庁ならびに電力業界全体で連携体制を強化しており、電力の安定供給にIT分野でも努めています。

### 具体的な情報セキュリティ対策

#### 組織・体制

- ・J-POWER本店の全部門長を委員とした組織横断的な情報セキュリティ委員会を設置
- ・経営企画部IT・通信室を情報セキュリティの総括管理箇所として、規程類の整備および具体的対策を推進
- ・情報セキュリティ事故発生時における危機管理体制による迅速な対応
- ・外部専門家を活用した第三者検証

#### 人的対策

- ・全グループ従業員を対象としたe-ラーニング、セミナーなど教育・啓蒙、PC利用遵守事項の確認を徹底

- ・情報セキュリティ推進者教育の実施

#### 物理的対策

- ・ICカード(社員証)による入退出時の施錠管理(本店)
- ・執務室と会議・応接スペースの分離化

#### 技術的対策

- ・ICカード(社員証)による各種システム利用者の制限(認証機能)
- ・電子情報持出し行為の上長承認およびファイル暗号化
- ・電子メールの添付ファイル暗号化
- ・各種操作ログの収集・分析管理

■ J-POWERグループの情報セキュリティ対策

